

手数料について

Q：紹介に対する支払いはどのようにになりますか？

A：有料職業紹介事業者は、求人等から、「届出制手数料」か「厚生労働省令で定める手数料」のいずれか選択した手数料を申し受けます。

ヤマトは、「届出制手数料」を選択し厚生労働省に届出しております。

届出は以下のとおりです。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動1日当たり 10,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者及び、関係雇用主とします。

労働・賃金について

Q：雇用主としての、求人者の留意点はどのようなことでしょうか？

A：紹介所の登録求職者が求人者の事業所で勤務する場合は、求人者と求職者の間に雇用関係が成立しますので、求人者は雇用に関わるすべての雇用義務を要することになります。労働基準法、社会保険法、労働法（労災）、所得税法など事業主としての責任がかかります。

詳しいことは、お気軽にご相談ください。

Q：求職者の賃金や手数料は、一括で紹介事業所へ支払うことになりますか？

A：求職者への賃金の支払いは、労働基準法第24条に則り、求人者から直接お支払いいただく方法をお願いします。

手数料は、紹介所にお支払いいただきます。

賃金支払いの5原則

